

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL(096)214-7101
FAX(096)214-7102

ヒントヒント

30秒勝負 「エレベーターピッチ」はシリコンバレーでの言葉です。世界的に有名なIT企業を生み出し続けている土地です。起業家にとって重要なことは、有名な投資家から投資してもらうことです。有名投資家とエレベーターに乗り合わせたり、パーティなどで偶然出会い、30秒間だけ自分のビジネスプランを伝える機会が訪れたら。その一瞬にすべてを賭けるのがエレベーターピッチで、30秒が勝負です。具体的な数字や効果を織り込んだ結論や主張から伝え、いつ実現できるのか、どういう支援が必要かを述べる。第二のアップルやグーグルを目指して。大石哲之著「3分でわかるロジカル・シンキングの基本」日本実業出版社。

ヒントヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると、平成28年度の税務訴訟の発生件数は230（前年度より0.5%減）です。

税務訴訟の終結件数は、245件で、このうち、国側が一部敗訴したもの及び全部敗訴したものは11件（一部敗訴5件、全部敗訴6件）で、その割合は4.5%となっています。



重加算税の加重措置

□重加算税

納税者がその国税の課税標準等または税額等の計算の基礎となるべき事実の全部または一部を隠ぺいし、または仮装し、その隠ぺいし、または仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときには、重加算税が課税されることになります。

重加算税の割合は、原則として、過少申告加算税または不納付加算税に代えて課される（徴収される）ものは35%、無申告加算税に代えて課されるものは40%となっています。

□隠ぺいまたは仮装

隠ぺいまたは仮装には、法人税の場合、たとえば次のような行為が該当します。

- ①いわゆる二重帳簿を作成していること
- ②帳簿書類の破棄または隠匿、帳簿書類の改ざん、虚偽記載、帳簿書類への記載をせず、売上その他の収入の脱ろうまたは棚卸資産の除外などの事実があること
- ③簿外資産に係る利息収入、賃貸料収入等の果实を計上していないこと
- ④簿外資産をもって役員賞与その他の費用を支出していること

□隠匿、虚偽記載等に該当しない場合

次のような場合、相手方との通謀または証ひょう書類等の破棄、隠匿若しくは改ざんによるもの等でないときは、帳簿書類の隠匿、虚偽記載等には該当しません。

- ①売上げ等の収入の計上を繰り延べている場合において、その売上げ等の収入が翌事業年度の収益に計上されていることが確認されたとき
- ②経費の繰上計上をしている場合において、その経費がその翌事業年度に支出されたことが確認されたとき
- ③棚卸資産の評価換えにより過少評価をしている場合
- ④確定した決算の基礎となった帳簿に、交際費

話のタネ

○自動改札は戦前からあった。東京地下鉄道は運賃が一律だったので、改札にお金を入れてゲートを回転させるシステムを導入していた。現在の自動改札の登場は1967年、大阪万博の開催に合わせて、阪急北千里駅に設置され、その後、関西等では着々と増えていった。関東では連絡会社が多いためなかなか普及せず、やっと1990年、JR山手線に導入された。



等または寄附金のように損金算入について制限のある費用を単に他の費用科目に計上している場合

□重加算税の加重措置

期限後申告等があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について重加算税を課されたことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する重加算税の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました。

加重措置が適用された場合の重加算税の割合は、過少申告加算税または不納付加算税に代えて課される（徴収される）ものは45%、無申告加算税に代えて課されるものは50%、となります。

□適用関係

この加重措置は、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、期限後申告等があった場合に適用されます。

平成28年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課される重加算税には、この加重措置の適用はありません。

経済動向に密接関連 最近の基準地価

このほど国土交通省は平成29年基準価格による地価の状況をとりまとめました。

(1)全体的な動向

商業地区が全国平均で前年比0.5%上がり10年ぶりに上昇に転じました。観光地や再開発が進む都市部が上昇する一方で、調査地点の半数は依然として下落しています。地方圏では26年連続で下がっており、二極化の傾向が鮮明です。

(2)代表的な三つの公的土地区価

基準地価のほかに公示地価と路線価がありますので、その各々を①実施機関②調査時点と発表時期③調査地点数④目的に区分してみます。

[基準地価] ①都道府県②毎年7月1日、9月下旬発表③約2万2千地点④土地の売買や公共用地の買い取り価格の目安になります。

[公示地価] ①国土交通省②毎年1月1日、3

月下旬発表③約2万6千地点④基準地価と同様
[路線価] ①国税庁②毎年1月1日、7月1日公表③約33万3千地点④相続税や贈与税の基準となります。

これらの三大土地価格の相互関係性は、路線価は、公示地価などの80%で評価されているとされ、また、3年に1度の評価替え（平成30年）が実施されている固定資産税評価額も総務省と自治体が公示地価格の70%を目安に算定基準の地価（実際は負担調整あり）を決めているとされています。

(3)経済動向

東京銀座の商業地の地価がバブル期のピークを超えて最高額を更新し、「札仙広福」の住宅地は上昇地点の割合が8割を超えてます。好調な企業業績と低金利がいつまで継続するのか、また、東京五輪が終了する2020年以降の経済動向は予断を許さず、地域によっては供給過剰となる可能性もあります。さらに所帯数が2019年をピークに減少に転じることもあり、今後の「実需」の先行きを注視し続けることが肝要です。

ナマの税務相談室

Q 今日は。早いものでもう12月です。ところで、ご相談なんですが、友人甲さんは亡くなられた父君から遺産約9億円のうち77%強の7億円を頂く死因贈与契約を結んでいました。他にも兄弟乙、丙がいるのですが、その税務問題について本日伺いました。死因贈与契約により取得した不動産については移転登記が終了しています。

A 父君と甲さんとの過ごしてきた生活環境や特に老後の介護関係等から父君の気持ちが甲さんに傾斜した結果でしょうね。

Q 実は残り2億円は未分割財産として相続人甲、乙、丙は相続税の申告書を提出致しました。相続人乙、丙の遺留分は遺産合計の2分の1のそれぞれ3分の1ですから3億円になります。未分割財産2億円を超えます。普段甲と乙、丙は交流していませんが、法的手段によらず円満に相続を解決するべく協議して、甲に配

達証明付きの内容証明書を提出致しました。それを受けて甲は、死因贈与契約で取得した不動産の一部を合理的に計算し、未分割財産の遺産分割協議の一環としての代償財産として交付することを考えています。

A そうですか。順調に話が進み良かったですね。

Q ところで、一旦死因贈与契約で取得した財産を代償財産とする行為が贈与税の対象となるのでしょうか。当該財産が不動産の場合には、譲渡所得の対象となるのでしょうか。

A これに準じた事案は最高裁判決（平成11年6月24日）や税務関連では平成元年12月26日裁決事例があります。

結論として、代償財産は甲から乙、丙に相続税の課税価格に算入され、贈与、或いは譲渡というようなご心配されるような懸念はありません。

ナマの税務相談室

未支給年金請求権の 相続性判決と照会回答

遺族の方に支給される遺族年金は、所得税も相続税も課税されません。ただし、死亡後に遺族が受取るものでも、生前に受給の確定していた未払いの給与などは、本来の相続財産です。

ところが、相続後に支給を受けるものであっても、その死亡した人に支給されるべき年金給付のうち未だ支給されていなかったもの（未支給年金）があるときには、未払給与と同じように、相続財産になるのではないか、と考えてしまいそうです。

でも、未支給年金についてでは、「国民年金」についての最高裁の確定判決があり、未支給年金請求権について、相続性が否定されています。

国民年金法は、未支給年金を請求できる者の範囲及び順位について、民法の相続人とは異なる定め方をしています。

一定の遺族が「自己の名」で未支給年金の年金を請求することができるとした国民年金法は、遺族の生活保護を目的とした立場から未支給年金の支給を認めたものと解されています。従って、年金受給権者の遺族で一定の要件に該当する人は、その人の名前で当該未支給年金の支給を請求することができます。

遺族の固有の権利に基づいて支払いを受けるものは、保険金や退職金などもあります。しかし、保険金や退職金と異なり、未支給年金には、相続財産とみなす規定も

ないので、相続財産ではなく、その遺族の一時所得の収入金額に該当します。

二れを踏まえ、いろんな未支給年金の課税関係を見てみると、厚生年金法は国民年金法とほぼ同様の規定ぶりになっているので、先の未支給国民年金と課税関係も同様とすべきとなりそうです。

他方、「共済年金」では、請求権者の範囲及び順位について、民法の相続人とは異なる定め方をしているという点では同じですが、「遺族」がないときは死亡した者の「相続人」に支給すると、いう規定も置いています。そうすると、死亡した者の「相続人」が支給を受けた場合には相続税の課税対象になるとも考えられそうです。

ところが、この場合も支給を受けた者の「一時所得」になると、国税庁ホームページでは整理しています。

7日大雪、
22日冬至。
うすみどり
鴻司

「ゆく年や落葉にまじる
町民文化、上方文化の開花。
忙中閑、何か良いことが
ありそうな年の暮れです。」

抜けし
瓜人
「頭上をば又一年が駆け
抜けし
瓜人」
戦後七十二年が過ぎよう
としています。歴史を紐
ければ大坂夏の陣で豊臣氏が
滅んで、七十三年後に華の
元禄時代が幕を開けます。
武断政治から文治政治へ、



思ひきつたところがなきやいかん。
慎重は下僚の美德じや。
大胆は大将の美德じや。

(坂本龍馬)

12月の税務メモ

(国 稅)

- 11月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 10月決算法人の確定申告
- 30年4月決算法人の中間（予定）申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

(地方税)

- | | |
|--|---|
| 11日
(翌年)
1月4日
(本年最終
の給与支
払日まで
地方条例
による) | <ul style="list-style-type: none"> ○11月分個人住民税特別徴収分の納付（特例適用者は6か月分） ○10月決算法人の確定申告 ○30年4月決算法人の中間（予定）申告 ○固定資産税、都市計画税の納付 |
|--|---|

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。